

一般社団法人 石川県建築士事務所協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人石川県建築士事務所協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、石川県の地域において、建築士法（昭和25年法律第202号、以下同じ。）第27条の2に基づく団体（以下「法定団体」という。）として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計を委託する建築主(以下単に「建築主」という。)の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に関わる契約の内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務
- (2) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
- (3) 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び講習並びに建築士事務所に所属する建築士に対する設計及び工事監理等の業務に関する研修及び講習業務
- (4) 建築士法に基づき、石川県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
- (5) 建築士法に基づく登録講習機関からの受託業務
- (6) 建築設計、工事監理等の建築士事務所業務の進歩改善に関する調査・研究・広報業務
- (7) 建築設計、工事監理等業務を通じた地域社会に貢献する事業

- (8) 事故又は災害を防止し、人命及び財産の安全の確保等を目的とした官公庁等からの受託業務
- (9) 建築物に関する官公庁からの受託業務
- (10) 会員相互の親睦、互助及び福利厚生に関する業務
- (11) 前各号の事業に関する図書並びに印刷物等の刊行及び領布
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な業務

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 建築士法に基づき、石川県知事または石川県知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者で、本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 本会の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
- 2 前項第一号の規定にかかわらず、開設者がその建築士事務所に所属する者の中から正会員の権利及び義務について委任した者（1人に限る。以下「専任者」という。）は、正会員とみなす。

(正会員等の資格の取得)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みをしてその承認を受けなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する入会申込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、またはその加入につき不当な条件を付してはならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、会費等に関する規則に定める賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員が退会をしようとするときは、理由を付して会長に別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の議決権3分の2以上にあたる多数をもって、除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、総会の1週間前までに理由を付してその旨の通知をし、総会において決議の前に弁明の機会与えなければならない。
- 3 第1項の規定により当該会員の除名が議決されたときは、その会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 建築士事務所を廃業又は解散したとき。
 - (2) 建築士事務所の登録を取り消されたとき。
 - (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって法人法に関する法律上の社員総会とする。

(総会の構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の帰属
- (8) 合併、事業の全部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集を請求することができる。会長は請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日2週間前までに、正会員に対して、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法によって、その通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会の出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第17条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって行なわなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面評決等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、総会日時の直前の業務時間の終了時まで書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人以上が、記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事である会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 監事は、本会又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本会の職務の執行を決定する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、本会の業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度に4箇月をこえる間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

(顧問及び相談役)

第29条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問及び相談役は、会長の推薦により理事会の決議を経て会長が委嘱する。

4 顧問及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の解職

(4) 業務を分担執行する理事の選任及びその権限

(5) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (6) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法に関する法律（理事会の決議の省略）の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名及び押印しなければならない。

第7章 会 計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) その他法令で定める事項

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、

定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 定時総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより貸借対照表を公告しなければならない。
- 5 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 委員会及び部会

(委員会)

第39条 本会の事業の円滑な運営を図るため、会長が理事会の決議を経て、委員会及び部会を設置することができる。

- 2 委員会及び部会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会及び部会の任務、構成及びに運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は会長が任免する。ただし、事務局長は、理事会の承認を得るものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。

第12章 補 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、桜井 紘一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。